

第22回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

プライム・ストラテジー株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項からこれらの事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催するとともに、「コンプライアンス規程」等を定め、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - ロ) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ハ) 取締役会の任意委員会として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。
 - ニ) 法令違反行為等に関する内部通報制度を運用し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - ホ) 内部監査担当者及び監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合しているか、会社の業務の適正が確保されているかを監査する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、文書又は電磁的情報により電磁的に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」等の社内規程に従い適切に保存、管理を行う。
 - ロ) 取締役は、これらの文書等を常時閲覧することができるものとする。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」及び「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各リスクの状況に関して継続的なモニタリングを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
 - ロ) リスク発生時には、「リスク管理規程」に従い、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制を敷き、総力を挙げて、迅速に効果的な施策を実施し、事態の鎮静化

に取り組み、被害を最小限にとどめるように努めるとともに、再発防止策を作成して実施する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 当社は、全社AI化を継続して進め、テクノロジーによる業務遂行の迅速化・効率化・精緻化並びにコスト低減を進める。
- ロ) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」を定め、それぞれの職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ハ) 当社は、取締役会を毎月1回開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- 二) 当社は、指名・報酬委員会を設置し、審議した内容を取締役に諮り決定することで、役員報酬に関する透明性と客観性を担保する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
- ロ) 当社は、当社グループの管理に関する「関係会社管理規程」に従い、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る。
- ハ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
- 二) 当社の内部監査担当は、子会社を定期的な内部監査の対象とし、内部監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ) 監査等委員会が補助すべき使用人の登用を求めた場合、当該使用人は監査等委員会の指揮命令下で監査等委員会補助業務を遂行する。
- ロ) 当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上司その他の者からの独立性を確保する。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ) 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか役員会及び希望する任意の会議に出席し、又は当社もしくは当社の子会社の取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
 - ロ) 当社又は子会社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。
- ⑧ 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 当社は、監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するために、内部通報規程にその旨を定める。
 - ロ) 当社の内部通報窓口は、社内は管理部門、内部監査担当及び常勤の監査等委員である取締役が、社外は顧問弁護士が担当し、通報の方法としては、電話・電子メール・FAX・クラウドツール・書面及び面会による通報手段を設定し、定期的に社内に周知する。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- イ) 当社の監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社の監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
 - ロ) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては取締役会を18回開催いたしました。取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査等委員も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

② リスク管理体制について

コンプライアンス・リスク管理委員会の各委員が連携し、リスク管理体制の強化、推進に努め、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に代表取締役に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査担当者にて、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程、並びに業界団体の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力のうえ、書類の閲覧及び実地調査しております。また、内部監査担当者は、毎月1回、複数の部署及び当社グループ各社に対して内部監査を行い、内部監査結果報告書を作成し、代表取締役に対し報告を行っております。

④ 監査等委員の職務の執行について

監査等委員3名（うち常勤監査等委員1名）は、監査等委員会で策定された監査方針並びに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

常勤監査等委員は、内部監査担当者と定期的にコミュニケーションをとり、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各部署及びグループ企業各社の監査にあたり、内部監査担当者と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	429,394	389,529	474,181	△96	1,293,008
当連結会計年度変動額					
新株の発行	15,452	15,452			30,905
剰余金の配当			△69,179		△69,179
親会社株主に帰属する当期純利益			151,899		151,899
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	15,452	15,452	82,720	-	113,625
当連結会計年度末残高	444,847	404,981	556,901	△96	1,406,633

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	5,953	5,953	1,298,961
当連結会計年度変動額			
新株の発行			30,905
剰余金の配当			△69,179
親会社株主に帰属する当期純利益			151,899
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	438	438	438
当連結会計年度変動額合計	438	438	114,064
当連結会計年度末残高	6,392	6,392	1,413,026

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 PRIME STRATEGY NEW YORK, INC.

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産

- ・仕掛品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、当社は、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。また在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）に基づく定額法を採用しております。

また、特許権については3年で償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、KUSANAGI Stack事業を展開しており、顧客との契約から生じる収益は、「KUSANAGI」を利用する顧客のWebサイトの保守・運用をサブスクリプション型の月額課金にて行う「KUSANAGIマネージドサービス」、サービス導入時や運用時のシステムインテグレーションを行う「クラウドインテグレーションサービス」及びクラウド事業者などへのライセンス提供やブランド提供等を行う「ライセンス販売」から構成されております。

各サービスにおける収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

「KUSANAGIマネージドサービス」については、一定期間の契約締結を行っており、サービス期間の経過に伴って履行義務が充足されることで収益を認識しており、契約に基づく月額利用料を基に毎月収益を認識しております。

「クラウドインテグレーションサービス」については、各顧客の要求する仕様を満たす必要があることから、各サービスの個別性が高く、完了までに一定の期間を要します。このような契約においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定期間にわたり収益を認識しております。進捗度は総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

「ライセンス販売」については、契約に基づく顧客へのサービス提供が、一定の期間にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり一定の役務提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,527,600株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 31株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年1月29日 取締役会	普通株式	69百万円	20円	2023年11月30日	2024年2月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年1月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	74百万円	21円	2024年11月30日	2025年2月28日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 203,800株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動の維持拡大に必要な資金については、銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等に限定して運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未収入金は、取引先企業の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日のものです。

借入金は、運転資金に係る資金調達です。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。返済は決算日後最長5年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理規程」に従い、常時販売活動を通じて取引先の信用状況を把握し、不良債権の抑止に努めております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時 価(*1)	差 額
① 長期借入金(*2)	(103,540)	(102,587)	△952

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価 (千 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長 期 借 入 金	－	102,587	－	102,587

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を収益認識の時期別に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
一時点で移転される財又はサービス (注)	132,971千円
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	724,242
顧客との契約から生じる収益	857,213
その他の収益	-
外部顧客への売上高	857,213

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載していません。

また、「KUSANAGI Stack事業」の主要なサービス毎の収益の分解情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
KUSANAGI マネージドサービス	587,309千円
クラウドインテグレーションサービス	132,971
ライセンス販売	136,932
外部顧客への売上高	857,213

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
契約負債 (期首残高)	19,862
契約負債 (期末残高)	18,704

契約負債は、「KUSANAGI Stack事業」のうち、主に「KUSANAGIマネージドサービス」において、期末日時点で充足していない履行義務に係る顧客より支払われた前受金となります。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩され、当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、すべて当連結会計年度の収益として認識されています。

当連結会計年度における契約負債の残高に重要な変動はありません。

また、過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	400円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	43円51銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年1月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

将来における経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、株主還元の実及及び資本効率の向上を図るため。

(2) 自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

- ① 取得する株式の種類
普通株式
- ② 取得する株式の総数
30,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.85%）
- ③ 株式の取得価額の総額
45,000千円
- ④ 取得の期間
2025年1月15日～2025年3月31日
- ⑤ 取得の方法
東京証券取引所における市場買付

株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	429,394	389,394	389,394	439,445	439,445	△96	1,258,137	1,258,137
当 期 変 動 額								
新株の発行	15,452	15,452	15,452				30,905	30,905
剰余金の配当				△69,179	△69,179		△69,179	△69,179
当期純利益				142,162	142,162		142,162	142,162
当期変動額合計	15,452	15,452	15,452	72,983	72,983	-	103,888	103,888
当 期 末 残 高	444,847	404,847	404,847	512,428	512,428	△96	1,362,026	1,362,026

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、当社は、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4年～15年
工具、器具及び備品	4年～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）に基づく定額法を採用しております。

また、特許権については3年で償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、KUSANAGI Stack事業を展開しており、顧客との契約から生じる収益は、「KUSANAGI」を利用する顧客のWebサイトの保守・運用をサブスクリプション型の月額課金にて行う「KUSANAGIマネージドサービス」、サービス導入時や運用時のシステムインテグレーションを行う「クラウドインテグレーションサービス」及びクラウド事業者などへのライセンス提供やブランド提供等を行う「ライセンス販売」から構成されております。

各サービスにおける収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

「KUSANAGIマネージドサービス」については、一定期間の契約締結を行っており、サービス期間の経過に伴って履行義務が充足されることで収益を認識しており、契約に基づく月額利用料を基に毎月収益を認識しております。

「クラウドインテグレーションサービス」については、各顧客の要求する仕様を満たす必要があることから、各サービスの個性が高く、完了までに一定の期間を要します。このような契約においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定期間にわたり収益を認識しております。進捗度は総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

「ライセンス販売」については、契約に基づく顧客へのサービス提供が、一定の期間にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり一定の役務提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,442千円
短期金銭債務	7,384千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,866千円
仕入高	1,104千円
その他の営業取引高	9,628千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

31株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税、関係会社株式となっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

386円11銭

(2) 1株当たり当期純利益

40円72銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。